玄海プルサーマル裁

マル裁判を支える会 会長 澤山保太郎 発行所: 〒 840-0844 佐賀県佐賀市伊勢町 2-14

TEL: 0952-37-9212 FAX: 0952-37-9213

E-mail: genkai@khe.biglobe.ne.jp URL: http://genkai.ptu.jp/

No.3 発行日:2011.9.1

団 130名 告 支える会会員 432名 サポート会員 160名 仮処分申立人 90名

(2011.8.27 現在)

玄海原発『MOX 燃料差止請求事件・第三回公判』と 『2,3号機再稼働仮処分・審尋』

裁判の会会員 荒川 謙一

(1) 玄海原発 3 号機 MOX 燃料差止請求事 件:第三回公判

判事3名・事務書記5名・原告弁護団4名(内、特 別補佐人1名)・被告弁護団6名・原告特別傍聴席20 名・一般傍聴席 45 名・記者カメラマン 18 名、午前 10 時から恒例の傍聴者抽選を経て、午前 11 時に首記 第三回公判が開廷されました。

玄海原発プルサーマル裁判の会=石丸初美外 129 名の原告団による『MOX燃料差止請求』に対し、被 告九州電力(株)が、その原因を全て否認し争う姿勢 を表明し公判に至っていることは、周知の事実です。 その否認主張の中で、数値的根拠となっている。「燃 料棒内圧評価値」を 16.2MPa (メガパスカル) とし、 反論展開しています。

しかし、この数値は、2005年9月12日の佐賀県 原子力環境安全連絡協議会において、国の原子力安全 委員会事務局長の片山正一郎氏が、16.1MPa と説明 していることが記録に残っています。

よって、原告は被告九電に対し「求釈明」によって、 これは片山氏の間違いかと問うたのです。それに対し、 被告九電は、「16.1MPa」片山数値は、「燃料棒内圧評 価値」の解析結果自体で、誤りではないと回答しまし た。ならば、被告が主張している答弁書内の評価値を 「16.1MPa」に訂正し論じて下さいとなります。

ところが、驚いたことに被告は「16.2MPa」こそ 2005年1月に三菱重工業(株)が編纂した「MHI -NES-1030 改、三菱PWR4ループプラント装 荷 MOX 燃料機械設計」という公開文献の中で述べら れている設計比(0.82)を使用して内圧評価値を算出 しているので、これもまた正当性ある数値と述べてい ます。そもそも、「燃料棒内圧評価値」の解析結果自 体は、三菱重工の商業機密部分であるため公開できな いと答えました。

そこで、原告代理人は、本件の重要な争点である 「燃料ペレットと被覆管の隙間(ギャップ)」が再開す ることによって、FPガスの放出~蓄積、ペレットの 温度上昇から重大事故に及ぶ危険性を指摘しているこ



佐賀地裁前でアピールする原告ら(7月22日)



原告側、冠木弁護士



被告(九電)側弁護士

とをさらに強調しました。そして、燃料棒内圧評価値 の根拠を明確に説明する責任から、一企業(三菱重工 業)の企業利益を守っている場合ではないはずと、証 拠書類を提出せよと述べたのです。ここで、本日の公 判では被告九電は回答ができないと8月半ば~9月中 旬まで検討の時間を要求し、判事がこれを認めたので、 次回第四回公判日を 10月 21日 (金)11時と決定し、

*【燃料棒内圧評価値】『燃料棒の内圧は、通常運転時にお いて被覆管の外向きのクリープ変形によりペレットと被覆管 の隙間(ギャップ)が増加する圧力を超えないこと』とさ れている。(重大事故、危険回避のため) ギャップ再開を起 こさせない設計基準が、玄海3号機用輸入燃料体(MOX燃 料)では、19.7MPa が設計基準限界値であり、それに対し 2004.5.28 申請書では最大内圧 16.1 MPa で許可されている。 しかし、実際に 2007.9.3 フランスから輸入した燃料体を計 測してみると、最大内圧は 19.5 MPa となっており、設計比 99%という極めて余裕のない危険度の高い燃料と云えるの で、この裁判では問題にしている。

本法廷は終了しました。

MOX燃料などのデータは、全て九電側が握っています。燃料棒内圧評価値の 0.1Mpa という僅かな差によって、MOX燃料の安全余裕を削減にどれほど影響を及ぼし、重大事故の確率がどれだけ高まるかはまだ分かりませんが、そもそも、我が国はMOX燃料に対し安全基準として、法的数値根拠を定めておらず米国の基準値を参考にして暫定値による安全審査をして来たこと自体が異常事態でした。 3月11日の福島第一原発事故以来、今までの全ての安全基準が全く通用しないことは、原子力安全委員会が認めたとおり明白なのです。

「被告九電の原発安全性に対する立証責任を求めている原告の主張に対し、裁判官がキチンと正しい判断をし、司法の真の機能を発揮できるかが今回問われている。」(原告代理人:武村弁護士の記者会見談より)この裁判は小さな裁判であっても、三権分立の司法の役目を問いかけるという大きな意義を持っており、結果次第では日本を大きく揺るがす裁判になるかもしれないのです。多くの方々に今後の裁判の行方に関心を持っていただき、至る所で声を挙げて欲しいと願いつつ、原告団一同、気を引き締めて今後も戦って参ります。ご支援をよろしくお願いします。

(2) 玄海原発 2, 3 号機再稼働差止仮処分 命令申立事件:第一回審尋

私たちは、運転停止中の九電玄海原発2、3号機再稼働をしないように、そのまま止めておくように求める仮処分の申し立てを7月7日佐賀地裁に住民たち90名で起こしました。

これまで、国は安全設計審査指針において「長期間の全電源喪失を考える必要はない」と規定してきましたが、3月11日以降、原子力安全委員会もその誤りを認めていることから、これに基づいて設計された玄海原発2、3号機は元より全て日本の原発が安全性を保証されていないことになりました。ついては、国の指示(3月30日付)に従って九電が4月15日と27日に公表した緊急安全対策は、「対症療法的手段に過ぎず、炉心溶融など防げる保証はない」と指摘したのです。よって、第三回プルサーマルMOX公判に引き続き、7月22日11時半から第一回*審尋が開かれました。

この第一回審尋は、申し立て日より15日後となったが、この間、「菅総理のストレステスト指示」「九電やらせメール事件」「九電の真部社長辞任問題」などによって、玄海原発の再稼働ができない状態となり、その逼迫性が変化してきた、時間的に急がなくてもいいのでは?という判事の問いかけがありました。

*債務者側は、答弁書(認定反論)の準備ができて

ないと主張。それに対して、*債権者側としては、国のストレステスト自体が未だ内容も分からず、どのような方法で審査するのかも示されていないが、一部ではコンピュータ上の簡易テストによって、玄海は審査にかかり再稼働される可能性の噂さえある、ならば、申立書のとおり「人格権の侵害」の恐れが極めて高く、現状の指針から成立している基盤で「認定反論」を急遽すべきと主張しました。しかしながら、裁判官は債務者の準備の期間を認める判断をし、準備書面を10月11日までに提出回答することで、10月21日(金)MOX第四回公判終了後に第二回審尋と決定、この審尋は終えました。

この仮処分は、緊急動議として歯止め的・政策的な 意義を持つものですから、転じて本訴に転換する可能 性は極めて低いと思われます。終了後、記者会見の席 で新聞社から「再稼働が政治的な動きで出てきたら、 どうするつもりか?」の質問が出たが、原告弁護団は、 「大飯原発1号機の例のように、<定期点検終了証> が発行されるまでは営業運転稼働はできないので、国 を被告として、仮処分を掛けることなど方策はいくつ も考えられる」と述べました。

私たちは、安全基準が壊れた原発の見直しと福島の事故調査によってすべてが判明しないかぎり、いい加減なテストで以前と変わらない原発行政・運転を続けることには敢然と立ち向かう意思をここで示したのです。

=仮処分の論点=

- 1) 福島第一原発は、津波により長期の全電源喪失が 事実として起こった。安全設計審査指針は、「長期間 にわたる全電源喪失を考慮する必要はない」と規定し ており、斑目委員長は「明らかに間違い」と認めてい る。それゆえその指針に基いて建設されている玄海2 号機、3号機の設計上の安全性は保証されていない。
- 2) 経済産業省は3月30日九電に対し、緊急安全対策を指示し九電は国に対しそれを提出した。その対策は、電源車などを配置すると言うが、地震によってアクセス道路が破壊されないという勝手な仮定に成り立つに過ぎない。それゆえ、これらの対処療法的手段で炉心溶融が防げるという保証は何もない
- 3) 福島原発事故は実体が高レベルの放射能汚染で調査されていない。いまだ事故は収束していない。それゆえ、事故が収束してからの詳細な実態調査が行われるまで、事故の全容は把握されないと考えるべきである。少なくともそれまでは全ての原発を停止させるべきである。
- 4) 他の原発を動かしてもいいと判断を原子力安全・保安院が下そうとしているが、その保安院こそが、この福島第一原発の事故、広範な悲惨な放射能災害を導いた張本人である。責任は?総括がなされるべきである。保安院の判断など信頼に値しない。

準備書面2 (九電の回答) の内容と今後の課題

裁判の会事務局長 於保 泰正

準備書面 2 は、2011 年 7 月 22 日の第 3 回公判直前に九電(被告)から出されました。 3 月 10 日、4 月 25 日(追加)付で原告側が出した求釈明書(質問)に対する回答です。

内容について、荒川さんとだぶらないようにいくつか記します。

I. 九電が三菱重工業(1~4号機の元請け) の商業機密として、開示できないとした点につ いて

- 1. 燃料棒内圧の設計基準値(19.7MPa)と評価値(19.5MPa)の計算(この差は1%の余裕しかない)で不確定性を考慮し数10%の安全余裕と見込んでいるとしているが、どのようにして導かれたのか数値で示されたいと質問したことについて、企業秘密ですとの答え。ギャップ再開が起きるかどうかの最重要な計算が企業秘密です。
- 2. 燃料棒内圧に関与する気体 4 種類 (初期へリウムガス、燃焼中に発生するガスなど) の数値。ギャップ再開の要因となる基礎的データも企業秘密です。粗悪な MOX 燃料として暴かれることを何よりも恐れているからでしょう。

これら2点は、安全上重要な計算、数値が企業秘密 とされています。命にかかわる内容が三菱重工の企業 秘密とされてよいのか、裁判と外での運動、世論形成 によって明白にさせていきましょう。

Ⅱ. 九電が資料提出できない点について

玄海3号機で予定している使用済み燃料のぎゅうぎゅう詰(リラッキング)について臨界にならないとする計算書は国で審査中なので提出できないと答えていますが、情報公開で裁判の会では入手済みです。九電が公開されていることまで何故隠すのか、九電の隠

答弁書と求釈明書は裁判の会 HP でダウンロードできますが、ご入用の方はご連絡ください。お送りします。

裁判の会 HP http://genkai.ptu.jp/

- *【審尋】仮処分裁判で公判の代りに非公開で行われる。これは、方式には厳格な定めはなく、書面提出だけによって行われることもある一方、裁判官の面前で準備書面または主張書面によって意思や主張を述べ合うこともでき、証人に代わる参考人を出頭させることもできる。審尋のペースは、事柄の性質によって違い、期限が明確な事件は、その期限に間に合わせなければならないので、毎日やるなど裁判官の判断になる。
- *【債権者・債務者】審尋の場合、原告という言葉は使わず 仮処分を申し立てた人を「債権者」といい、被告にあたる人を「債務者」という。

匿体質を示すいい例です。

Ⅲ. 九電が評価を実施していない点について

「使用済み燃料プール(ピット)で、すべての冷却機能が喪失場合の評価は実施していない。またすべての冷却機能が喪失し燃料が崩れ落ちた場合の未臨界性についての評価も実施していない」としています。過酷事故の想定はしていないという点で、福島原発の事故で予測、対応ができなかった東電と同じで安全神話そのままです。安全であり得ないことだから評価しないという姿勢です。

Ⅳ. 私達が問題点をあぶり出す点について

使用済み MOX 燃料の処分の方法で相手先をどのように記載して許可を受けたのかという質問に対して、設置変更許可申請書の文章をそのまま出しています。この法的問題については訴状で書いています。法律上、使用済み燃料をどこで処分(搬出)するか事前に申請するようになっていますが、貯蔵し搬出直前に決めればいいと勝手に決めていて九電と原子力安全・保安院はグルになっています。今後追及していくことになります。

今後について

準備書面2に対して求釈明なり、論点を整理していく作業が弁護団会議で行われる予定です。別の課題として7月7日に仮処分を提出しましたが、本訴をどうするのか、今の3号機の裁判の中に3号機の再稼働を止めなさいという訴えを入れるかどうかが議論になってくると思います。泊原発3号機でもこの8月1日、再稼働差し止め訴訟が提訴されました。どのような動きになるか注目し連帯していきたいと思います。

九電、国、古川知事に対して、子ども達の命を守るために原発を拒絶する意思をぶつけていきましょう。





右上 7月22日、第3回公判後の報告会 右下 7月7日、差し止め仮処分申し立て後の記者会見

起きても続く悪夢

目を覚まそう、悪夢から覚めますように

裁判の会会員 井上 昭子



3月11日。突如として、叩き起こされました。見ていたのは悪夢だったので、泣きながら起きました。だけど、夢から覚めても悪夢は続いていたのでした。その悪夢は、いうまでもありませんが福島第一原発の事故です。こんな事が現実に起こっていいはずがない…

夢から覚めて、悪夢を見続けている私はこの状況の 訳がわからない事が気持ちが悪くて、この悪夢は事実 なのか、信じるのも怖くなってしまっていました。

テレビやインターネットの情報では得られない、生 の声を自分の耳で確かめる為に、色んな講演会に行き、 色んな人に聞いてまわりました。私に出来る事はあり ませんか?と。

石丸さんや会の皆さんに教わった事は知らない世界 ばかりでした。議会の傍聴をどうやってするのかも知 らない、国会もずっと遠い世界だった私でしたから。

「佐賀県議会の傍聴においで! どんな人達がどう やって、原発の事を話し合って決めているのか、状況 がわかるから。友達も連れて来んしゃい。市民がどれ 程関心があるのかを数で知らせンばいけんから。」

「佐賀県庁に要望書を出しにいくから、後ろについて来て!自分の想いをその立場や年齢から伝えて!難しいことじゃない。自分の当たり前の感覚が一番大切。本当にそれでいいの??その疑問をぶつけんといけん。」

「集まった署名を国に持って行くから、どんな人たちが出てきてどんな話をどんな顔をしながら話すのか聞きに来て!国会議員さんにだって誰だって会えるんだから。東京に行った時に、話をしに来たらいいんよ。わからないことは何でも聞けばいいんだから。」

行けば行くほど、唖然とします。こんなに大切なことが、こんなに少人数で決められたり、納得のいかない説明で安全だと言い切る事に怒りが湧いてきます。ハラワタが煮えくり返ります。だから誰かに伝えずにはいられなくなりました。ツイッターやブログで流したり、友達やお客さんに話したり。

伝える事だけで原発が止まる訳ではありません。何をしたらいいのかわからなくなって無力感で一杯になります。だけど会の皆さん、二時間、三時間の睡眠時間で、疲労困憊しながら何年間も活動してある姿を見ていたら、こんな事でくじけている訳にはいかないと思いました。止まるまでやるしかない。

ある時、代表の石丸さんがおっしゃっていました。

「あなた達世代のためにやってる事ちゃけんね。自分 の子ども達4人が安心して暮らせるように・・・」と。

そうか!自分は自分の守りたい人の為に、やれることをやるだけなんだ、と。そして私は石丸さん達の様に力を出せているのだろうか?

そうして、自分ができる事って何だろう?と、それ ばかりを考える様になりました。

どうやったら政治家さんが原発を止めたくなるのか!?安全委員会の方は「玄海原発は政治的判断でストップがかかった」と言われました。「政治的判断」って、これ以上やると自分の票がもらえなくなる危機感?かと。という事は沢山の人が原発を止めたい、使わない生活をしたいと思っている事を伝える事、どんどん同じ気持ちの人たちを繋げて、力を強くすること。

夢から覚めたいけど、悪い夢だと思っていた事は現 実で逃げられません。玄海原発 1 号機もいつ爆発する のかわかりません。「時限爆弾のスイッチは押されて いる。皆でその時限爆弾が爆発する前に止めんといけ ん!」(石丸さん)

もう、これ以上の悪夢を見るのはまっぴらです。だ から私は手が腫らしながらでも太鼓を打ち続けます。 原発を止めるまで。皆が目を覚まし悪夢を見ないです むように。





上 7月29日、全国からの署名を国に提出(筆者は左から2番目) 下 6月29日、海江田大臣来佐に抗議する市民。佐賀県庁前

2011 夏、玄海原発再稼動阻止の闘い

脱原発、「カネより命」の社会へ、全国の仲間とともに

裁判の会会員 永野 浩二

3・11 からまもなく半年が経とうとしています。 この日はプルサーマル裁判第 2 回目の公判日でもありました。 「裁判ニュース第 2 号」の発行は 5 月 10 日でしたが、本当にめまぐるしい数ヶ月でした。

この期間、裁判の会では、プルサーマル問題を引き 続き柱としながらも、原発そのものの廃炉を目指す方 向へとコマを一歩進めました。

国と九電と県はグルになって「玄海」を全国の原発の再稼動の突破口にしようともくろみ、力づくで策動してきましたが、フクシマの痛みをわがこととする市民の行動が、なんとか再稼動を先送りさせました。そして今、「知事と九電幹部の密会」「やらせメール」「九電の証拠隠滅」と、彼らのボロが次から次へと暴露されてきました。

今後、北海道・泊原発をめぐる動きのように、敵の巻き返しも必ずやってきます。そこに備えて、私達自身の闘いの足跡を振り返っておくこと、その中から、教訓を見つけだし、みんなの思いを1つにすることは、重要な作業だと思います。

この期間の出来事、1つ1つについて語りだしたら 1冊の本ができそうなので、やめますが、古川・佐賀 県政の酷さを中心に、いくつかのエピソードを書き留 めておきたいと思います。

また、活動経過を一覧にしてみました。行間に、書きれない様々な行動や思いが詰まっています。 みんなの知恵と感性を出し合ってつくった、いくつか





上 6月21日、住民説明会の要請、佐賀県庁 下 6月24日、県庁職員のバリケード

の文書についても、会に関わるすべての皆さんと共有 したく、ここに掲載します。(下部参照)

●九電幹部との密会。知事は県民をバカに している!

古川康・佐賀県知事の県民をバカにした言動は数限 りなくありますが、いくつか記します。

6月21日の知事公邸での九電幹部との密会。その日の昼、私達も知事への要請行動を行っています。担当者は「上に伝えます」と言うだけで、具体的な回答が全然ない。「前回の質問はどう伝えたか」と問い詰めてやっと出てきた答え「メールで送った。確認はしてないが、見ていると思う」。ラチがあかず、知事面会を求める。いわく「知事は推進派とも反対派とも、一切会っていません」。

なんべんも聞いたその言葉。密会の事実を知って 「やっぱりな」と思いました。

8月9日の県議会特別委員会での知事の釈明によれば「雑談」の中で「一般論」として「イメージ」として語った内容は、「IAEAへの説得工作」「説明会登壇者の名前」「自民党県議の支持者への工作」「ネットを通じたメールよびかけ」「専門的議論はつまらない」「再稼動へ向けて菅総理の言動がリスク」などと、かなり詳細な話でした。九電の「メモ」の内容はほとんどその通りでしたが、「真意は違う」と大ウソを平気で言う。あれで、県議会を乗り切れると思っているのだから、県議会もなめられたもの。特別委員会委員長も九電からの政治献金で辞任に追いこまれたように、みんなグルですから。何よりも、県民をばかにしている!

●県民の声を聞こうとせず、逃げまくる知事

6月24日、国によるアリバイ「住民説明会」への 抗議と要請行動。いつものように担当者は話にならず、 逃げ出したので、みなで知事室へ行くことに。すると、 県庁本館の2階の3方向の入り口は、職員数十人がス クラム組んでバリケード。不意を打って石丸代表ら3 人はバリケードの内側に入り込み、知事室正面にたど り着けました。中からは時折、甲高い声が聞こえまし た。知事は知事室にいたようです。だから、あれだけ のバリケードかとガッテン。

私達はプルサーマル同意の5年前からずっと面会を 求めてきました。この日も、バリケードの外側と内側 で、4、5時間待ち続けました。荷物を置こうとすると、 「通行の邪魔になるから置くな」と言われました。すると心優しい若手職員が小さな声で「いいですよ、置いてください」と言ってくれました。

6時10分過ぎ、NHKの佐賀版ニュースで私達の 昼過ぎの行動が報道されているのが、知事室隣の部屋 から見える。バリケード内側にいる3人はそれぞれ離 れた所に立って、要請書を持って待ち構えていました。 ニュースが終わった後、職員の動きがあわただしく なったと思ったら、20人ぐらいの職員がだんごになっ て出てきました。それまで閉じこもっていた知事はだ んごの中心、職員にガードされて、一気に外へ出て行 きました。テレビカメラがすでにいないのを見計らっ たかのよう。要請書を渡そうと近寄ろうとするも、職 員の「五重の壁」に阻まれ、逃げられてしまいました。 あっという間の早業でした。

やましいことをしているからこそ、 県民に面と向かって会うことが怖いのでしょう。

●県庁封鎖、県民締め出し

6月下旬から7月中旬まで、県庁内には、普通の県民が自由に立ち入ることができなくなりました。警備員を多数雇い、用件を聞き出され、担当者が入り口まで来ないと入れない。また、トイレ行くのにも"エスコート"。

7月7日の仮処分提訴の時は記者会見を県庁内で行うことさえ拒まれました。ここは記者さん達が押し戻してくれましたが、知事室近くに記者会見場があるの

に、わざわざ別の部屋を用意されました。県民の税金 でつくられている県庁から、県民を締め出すなんて、 異常事態です。

7月11日、山本太郎氏をはじめ九州や各地から県 庁包囲行動に多くの方が集まりました。待っていたの は知事ではなく、知事室へつながる通路を封鎖する机 の数々でした。県民、国民の声に耳を傾けない知事の 姿勢は、全国に伝わりました。佐賀の恥さらしです。

●命よりカネの古川県政

電源立地交付金、九電から県の大型事業への寄付金、 九電幹部から知事への政治献金、ありとあらゆるルートでの知事と九電との癒着がどんどん表に出てきました。他県の知事と比べても古川知事の「再稼動推進」 姿勢は突出していたのも当然でしょう。

しかも「大臣が安全というから安全」「話したことの真意は全然違う」と責任を国や九電に押し付ける、この責任逃れ、開き直りの態度。いまだ放射能に汚染され続ける福島の人達に対する冒とくであり、放射能を不安に思う県民、国民への蔑視です。こんな人物に県民の命に関わる問題をまかせることができません!

それにしても、プルサーマル同意もそうでしたが、 再稼動をめぐっても知事の権限は大きいのです。だか ら、こんな知事を変えなくてはならない、これは裁判 の会に関わるみんなの共通の思いだと思います。

ただ、裁判の会としては、古川知事の進退などどうでもいいことです。私たちが県に求めるのは、福島の

5月11日以降の活動経過

■ 5月

17・18(日) 全九州・九電交渉

19 自民党佐賀県議団学習会(講師: 菊地洋一氏)

■6月

- 1 知事へ「住民説明会開催」要請行動
- 5 広瀬隆氏講演会・活動報告会
- 6 田中優講演会(唐津)
- 7 田中優講演会(伊万里)
- 10 知事へ「住民説明会開催」要請行動 知事室前座り 込み
- 17 【知事、再稼動容認発言】
- 21 知事へ「国による住民説明会」要請行動
- 21 【知事、公邸で九電副社長らと密会、工作指示】
- 22 小山英之氏を招いて安全対策に関する学習会
- 23 平和運動センター主催、再稼動反対・佐賀駅前集会 & デモ参加
- 24 知事要請行動 知事に面会求めて県職員によるバリケードと対峙
- 26 国主催「住民説明会」(ぶんぶんテレビ=やらせの 舞台)抗議行動

- 27 県議会文教厚生委員会傍聴 住民説明会請願否決
- 28 九電株主総会・デモ

江北町長(県町長会長)、多久市(市長会長)総務 課長に面会。

以後、シンポジウムに向けて自治体、議会すべてと、 業界団体などを訪問

29 海江田・経済産業大臣の県知事・玄海町長面会への抗議行動 29-7/3 広河隆一氏「チェルノブイリ、フクシマ写真展」(福岡)

■7月

- 1 県議会原発特別委員会傍聴
- 1 【佐賀新聞、1号機脆性劣化問題をトップ掲載】
- 5-10 広河隆一氏「チェルノブイリ、フクシマ写真展」(佐賀)
- 5 【玄海町長 再稼動容認】
- 6 【国説明での「やらせメール」発覚。国、ストレス テスト実施を発表】
- 7 玄海 2・3 号機再稼動差止仮処分申立て、佐賀地裁。 学習会。

【玄海町長、再開容認撤回】

- 8 県主催「住民説明会」(多久市公民館) 抗議行動 「住民がつくる玄海原発説明会」(菊池洋一氏、藤田 祐幸氏、小山英之氏、豊島耕一氏、戸田清氏)
- 10 菊池洋一氏ら講演会(玄海町)参加

現実を受け止めて、県民の命を守るために全力を尽くすこと、ただこの1点です。

私達は、プルサーマルをはじめ1つ1つ具体的な問題を取り上げ、監視し、学習し、訴え、行動します。 そして、真の安全対策=すべての原発の廃炉を求めていきます。

●核兵器と原発は同根

先日テレビで、自民党の石破茂政調会長は「日本は核を作ろうと思えばいつでも作れる。1年以内に作れると。それはひとつの抑止力ではあるのでしょう。それを本当に放棄していいですかということは、それこそもっと突き詰めた議論が必要だと思うし、私は放棄すべきだとは思わない」と公言しました。この考えは政界、財界、官僚、学会、労働界、マスコミ関係者など権力中枢やその周辺に根強くあります。これほどの大事故が起きても、原発にこだわる理由はここにあります。さらに、そこに群がる利権集団がいます。

アメリカの核軍事戦略の下、中曽根康弘・元首相、 正力松太郎・読売新聞元社主らが奔走して「核の平和 利用=原発導入」が推進されたのが歴史の事実です。 エネルギー問題とあわせて、軍事・外交含めた国のあ り方の根本が問われているのではないでしょうか。

●脱原発へ 全国の仲間とともに!

世論調査では8割が「原発を廃炉へ」と言いますが、

- 11 県庁包囲行動
- 17 緊急シンポジウム「玄海原発は『安全』か?」(井 野博満氏、小山英之氏) 唐津会場
- 18 緊急シンポジウム「玄海原発は『安全』か?」佐賀会場
- 20 九電本店へ「やらせ」抗議と緊急署名(脆性劣化 問題)提出
- 22 第 3 回公判 & 仮処分審尋、報告集会 裁判の会事務所開き
- 26 知事へ「脆性劣化問題専門家会議」要請と「安全 対策に関する質問状」提出行動
- 29 「原発さよなら署名」提出上京行動と政府交渉
- 29 【知事と九電幹部の密会発覚】

■8月

- 4 県議会特別委員会 九電・眞鍋社長ら3人参考人 召致 傍聴
- 7 福島県いわき市議・佐藤和良さんを囲む会
- 9 県議会特別委員会 古川康・佐賀県知事召致 傍聴
- 9 【九電・プルサーマル関連資料の証拠隠滅発覚】
- 11 知事へ「県民への謝罪と、玄海原発全炉の停止を 求める要請」「玄海原発の安全性説明責任等に関 する質問書」提出行動
- 23 県議会特別委員会 段上・九電副社長ら3人召致 傍聴
- 30 九電本店と交渉
- (※個々の動きの詳細はブログ・ホームページをご覧ください)









上から順に

6月26日、国主催説明会へ抗議する市民(どん3の森)

6月28日、九電株主総会、九電本社前で抗議する市民

6月29日、海江田大臣来佐への抗議活動。佐賀県議会議 事堂前でのフリートーク

7月5日-10日、広河隆一氏写真展(アバンセ)

行動に立ち上がるのはまだ少数です。

多くの人は中間派で、今のところ政府・県・電力会 社の酷いやり方への批判が高まっているにすぎないと 思います。

知事が「県議の支持者を使って再稼動容認の声を出させろ」といみじくも言いました。多くの人々は日々の暮らしにいっぱいいっぱいで、原発の真実をまだまだ知らされていません。福島では農民、畜産農家、漁業者らが「生活の場を奪われた」と東電への抗議行動にも立ち上がっています。

事故が起きる前に、生産現場と結びついた人々や地域に根ざした団体などに、いろんなルートを使って、私達の側から積極的にはたらきかけることが必要ではないでしょうか。

そして、何より一番大事なのは、ともに行動できる 仲間を佐賀県内に、そして、全国に増やしていくこと です。

私自身も「ツイッターで今日のことを知りました」と言って初めて行動に参加する人が出てくるのに感動して、ツイッターを始めました。3・11後、能動的に情報を集め、行動に立ち上がる人がものすごい勢いで増えたのを、実感しています。全国に「同志」達と絆で結ばれたような感覚です。

情報ツールを味方にしながら、一人一人が顔をあわせて、直接の行動を起こしていくこと、これが現実を変える最大の力となっていくはずです。ひきつづき、子ども達のために、がんばっていきましょう!

要請文・質問状など

裁判の会では、他団体とともに要請分や質問状を提出してきましたが、3つこちらでご紹介します。

■玄海原発 1 号炉の脆性劣化問題に 関する専門家会議の設置に関する要 請(7 月 26 日)

2011年7月26日

玄海原発1号炉の脆性劣化問題に関する専門家会議の 設置に関する要請

佐賀県知事 古川康 様 玄海原発プルサーマル裁判の会

代表 石丸初美

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会

共同世話人 野中宏樹

原発に依存しないエネルギーと街づくり委員会・九州 代表 藤田祐幸

佐賀県は玄海原発1号炉の脆性劣化問題について、 県に専門家会議を置く予定であると報道されていま す。

広瀬隆さん

会場の佐賀県教育会館





上【広瀬隆講演会】6月5日、講演会で全身全霊で訴える広瀬隆さん。「九州の人々はのんびりし過ぎてる」「マスコミの言う節電、自然エネルギーに歩調を合わせてはいけない」と。約300人の参加者が3時間15分、熱心に聞き入った。

下【緊急シンポジウム】7月17日(唐津)、18日(佐賀)。井野博満・東大名誉教授は「運転開始から36年経つ玄海1号機は、緊急冷却時に脆性破壊の危険性が高まっている」「原因が解明されるまで運転を停止すべき」と訴えた。

小山英之・美浜の会代表は「緊急安全対策は津波による被害しか見ていないが、 実際には多くの配管が地震で破損している」「定期検査などで停止中の原発の再稼動を許さず、全国の人々と連携して脱原発社会へ向かおう」と訴えた。



井野博満さん



小山英之さん



コーディネーターの豊島耕一さん



唐津会場の唐津市文化体育館

この問題は、県内外の広範な地域において国民の生命に直接危険を及ぼす重大問題ですので、その安全性の審理を行う専門家会議の設置についてはまさに県民・国民の要望に応えるものとすることは不可欠のことです。

よって、下記を求めます。会議の設置期日がいつか も含めて8月2日までに回答ください。

1. 選定過程の透明性の確保

どういう基準で専門家を選定するかについて、県民・ 国民に広く知らせ、意見を求めること。かつ、その意 見に応える選定とすること。

偏り、予断を避けるためにも、工藤和彦・九州大学教授や出光一哉・九州大学教授など、脆性問題の専門家でなく、すでに「国の安全対策は妥当」との判断を県に回答している方を選定するのは避けるべきです。

2. 審理の公開

専門家会議の審理自体を県内外を問わず、誰でも傍聴 できるものとし、議事録をすべて速やかにホームペー ジ等で公開すること。

3. 県民の意見の反映させること

会議での審理内容と議論について、パブリックコメント等を通じて、県民・国民からの意見を吸い上げ、反映させること

4. 市民団体からの推薦

私たちとしては、佐賀新聞7月1日付でコメントが掲載された専門家4名を会議の委員として推薦します。

特に井野博満氏は、先般、来佐されて、唐津と佐賀 で講演されているので、委員長として適任と思います。 ご自身も「もしご指名いただければ、応じることはや ぶさかでない」と言われています。

井野博満・東京大学名誉教授(金属材料学)

渡邊英雄·九州大学応用力学研究所教授(照射材料工学)

長谷川雅幸・東北大学名誉教授(原子炉材料学) 義家敏正・京都大学原子炉実験所教授(原子力材料学)

以上

■県民への謝罪と、玄海原発全炉の停止、廃炉を求める要請(8月11日)

2011年8月11日

県民への謝罪と、玄海原発全炉の停止、廃炉を求める 要請 佐賀県知事 古川 康 様

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会

共同世話人 野中宏樹

7月30日の、九電第三者委員会の発表ならびに、 知事の記者会見を受けて。

まず、「やらせ」などという軽い言葉で済ませないでください。「虚偽工作要請」「世論操作」であり、犯罪行為にも匹敵する、誠に情けない、卑怯な行為であったということを認識すべきです。

福島で被害を受け、あるいは避難して今もなお不安 な中で生活されている方々に、特に子ども達に、この 行為をどのように説明できるのでしょうか。

菅総理大臣は「再稼働」をストップしました。その 手法や手順に問題があるとしても、決断すべき人が決 断したと云うことです。この佐賀で、その決断が可能 なのは、古川知事ただ一人です。

「再稼働」しかり。さかのぼって、「プルサーマル、 事前了承」についても。

「県民の安心と安全のために」よく聞かれたこの言葉が、単なるポーズのための枕詞であったことがあきらかになりました。

貴方はいったい何を恐れておられたのでしょう。国、 九電そして県。三者それぞれ、新聞、雑誌、テレビ、 ラジオ、あらゆるメディアを使って、「クリーンなエ ネルギー」「プルサーマルはリサイクル」などと莫大 な予算にまかせて、県民に「原子力は必要」だと周知 徹底されていたではありませんか。おまけに、記者会 見も開ける、県の機関紙、ホームページもある。これ 以上何が足りなかったと云うのですか。一般の県民に はそんなお金も力もありません。

それでも反対意見が多数を占めることに不安があったのなら、「再稼働の必要性」と「玄海原発では決して事故は起らない」ことを自分の言葉で、県民一人一人に対して誠心誠意説得しようと、なぜ思わなかったのですか。それが民主主義の基本です。

その機会は何度もありました。しかし貴方は、県民 の前に姿を現さないどころか、職員にバリケードをつ くらせ、県民を知事室にさえ近づけないようにしまし た。様々な要望書等も受け取ってさえいただけません でした。

「賛成派にも、反対派にも会わない」この言葉に、 無理矢理納得して、要望書を直接知事に手渡すことを あきらめたことがありました。あれは嘘だったのです ね。聞いたその言葉を忘れません。

「自分の所にくるのは反対ばかり…」 県民の声は知事の元に届いていた。

「この機会に再開容認の声を出すべきだ…」

いったい何処を見ているのか。積み上がった県民の 声を前にしていながら、原発を動かすことへの執着を 隠そうともしない。あきれるばかり。「独裁」「業界し か見ていない」と言われても当然です。

「軽率」で済む話ではありません。九電の第三者委員会から指摘されるようなことが、証拠を残したということが「軽率」だったと言っているようにしか思えません。

先日、貴方が九電副社長ら3人と密談された時の詳細なメモが報道されました。あまりの細かい指示に 愕然としました。県民の声も姿もまったく届いていなかったのですね。最初から貴方が決めた通りに進めていただけだったのですね。

県議会特別委員会での釈明を聞いて、言葉使いやニュアンスに若干の違いがあれど、詳細なメモの項目と内容について、ほとんどその通りだったということがわかりました。にもかかわらず、貴方は「真意が全然違う」と大ウソをつきました。

そして、「再稼動を前提」として動いていたことへの反省もないまま、再稼動の必要性を言及しました。いまだ事故が収束せず放射能の恐怖におびえるフクシマの被災者の方達の思いを踏みにじる行為であり、心の底から怒りを感じます。

私達はこの期間の貴方の一連の行動に強く抗議するとともに、県民の生命を脅かす原発の危険性についての真の議論が早急に始まり、全原発を廃炉していくことを要請します。

要請事項

- 1. 福島原発事故の起きた直後、貴方は「原発の安全神話は崩れた」「県民の命とくらしを本気で守る」「原発ない社会をめざしたい」等と表明されました。今回のやらせメール事件の発端となった貴方の行動は、完全に県民を裏切るものです。県民に対する真摯なる謝罪を求めます。
- 2. 今回のことで、知事は県民の生命及び生活を守るという職責に対して何も考えてないことが証明されました。県と九電と国が一体となって住民の安全をないがしろにして原発を推進してきたのです。2005年12月25日の県主催公開討論会のアンケート結果をもって住民の理解とし、稼動に進んだプルサーマルを今すぐ停止するべきです。

九電は第三者委員会を設置したあと、少しずつですが九電の悪行が明らかになってきました。県も第三者委員会を設置し、プルサーマル導入以前にさかのぼって、知事以下、原子力政策にかかわった人たちの言動を検証することを要請します。そして県民参加の議論を始めることが、真に生命を守る自治体に生まれ変わ

る第一歩となりましょう。

3. 福島原発の地震による事故解析を踏まえた、原子力安全委員会の新しい安全基準の元で、玄海原発の真の安全対策を検討すること。それまでいかなる理由があろうとも、2 号機3 号機を再稼動させないこと。及び、老朽炉で危険な1号機、4号機を1日も早く停止させることを要請します。

■玄海原発の安全性説明責任等に関 する質問書(8月11日)

2011 年 8 月 11 日 玄海原発の安全性説明責任等に関する質問書

佐賀県知事 古川 康 様 玄海原発プルサーマル裁判の会

代表 石丸初美

古川知事、貴方は、私たちを『反対派』と記者会見などで一括りにして表現されているようですが、私たちは長年にわたってイデオロギーなどを持って「脱原発」主張してきた経験豊富な運動家でもなく、ごく普通の主婦やサラリーマン、自営業者、学生を業と為している各々市民であり県民であり国民の集まりです。

私たちは、近年、国が言ってきた核燃料サイクルというものが破綻しているにもかかわらず、東電でも関電でもできない危険で実益のないプルサーマルを、なぜ、佐賀県玄海原発からやろうとしているのか?という疑問から、国や各電気事業者のHPを読み、また関連する専門研究者の本を読んで学習してきました。

その上で、国や電力会社および佐賀県民の命と財産を守らなければならない責任を負っている「佐賀県」の代表者である古川知事、貴方に私たち住民が疑問に思う安全性に関する質問などを度々問いかけて来たのです。しかし、貴方は少なくとも、2005年より「反対派」と区分する私たちに過去一度たりとも自分が面談説明する機会を作らず、私たちの面会要請を拒否してきたのです。それどころか、裏に回って、九電から寄付など金銭を受け取り、その会社が思い通り推進できるように支援し行動してきたことが、今回の「やらせメール事件」に端を発し、過去の誘導の数々の証拠が露呈してきました。

私たちは、ここに憤りを持って、貴方をリコールする気持ちになっています。

まずここに、以下の質問事項に対して、8月22日 までに文書にて誠実な回答を求めます。

質問事項

- (1) 6月26日、国主催の玄海原発・住民説明番組が放送されました。番組終了後、記者会見に応じ「一定の住民理解は得られたように思う」と発言されました。貴方はやらせメールを承知示唆していて、このような行動をとったのですね。弁明して下さい。
- (2) 6月29日、海江田経産大臣来佐の後、「安全性の確認はクリアできた」との発言がありました。7月8日多久市で開催された県主催の住民説明会でも九電社員を動員しての「やらせ」の動きが発覚しました。この説明会の評価と「安全性の確認」の中身について聞かせてください。
- (3) 7月6日、九電「やらせメール」発覚時、知事は「行き過ぎ」との発言をしました。その「行き過ぎ」の意味を改めて説明して下さい。その「行き過ぎ」の九電社長は辞任意向を表明しました。きかっけをつくった人こそ、一番の責任があると思いますが、どうお考えですか。
- (4) 7月30日記者会見にて「自分の所にくるのは 反対ばかり…」とありますが、福島原発事故以降において、電話、FAX、メール、ツイッター等で知事室 や担当部署、また知事個人あてに寄せられた、玄海原 発再稼動に対する反対意見及び賛成意見の数を回答く ださい。その具体的内容は、如何なるものかも回答く ださい。
- (5) 九電メモの5点目の②で保安院の説明会に関する記述の中で「(6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)」とあります。ユーストリーム中継を見ていた方から、明らかにおかしな動きをしたツイッター参加者がいたことの報告がありました。調査しないのですか。
- (6)「賛成派にも反対派にも会わない。」という発言をされながら、推進事業者の九電幹部には積極的に、しかも知事公舎で秘密裏に会いました。この虚偽、挙動に対し、訂正と謝罪を求めます。
- (7)6月24日から11日までの市民団体の要望書提出の折、県の職員によるバリケード封鎖を指示されたのは知事、貴方自身ですか?誰が何の為に指示したのか、明確に回答ください。
- (8) 私ども「玄海原発プルサーマル裁判の会」や他団体との連名で提出した請願書、要望書、質問書、陳情書などについて、知事自身は目を通されているのでしょうか。特に6月には10日、21日、24日と三度、住民説明会について知事への要請をいたしました。担当者からどういうルートでどのようにして知事にまで届き、どう処理をしたのか、回答ください。

- (9) 直近では7月26日に脆性劣化に関する専門家委員会についての要望と、安全対策の疑問点10項目を質問しました。回答期限の2日を過ぎても何の連絡もありません。いつ回答されるのですか。8月2日の記者会見で専門家委員会について「白紙撤回」と言われましたが、具体的に誰に委員就任の話をもちかけたか、なぜ白紙撤回か、経緯について回答ください。
- (10) 佐賀県が2005年12月に唐津市で開催した玄海原発「プルサーマル公開討論会」は、参加者のほぼ半数を九電社員や関係者で占めていたことが、この7月29日に判明しました。アンケート誘導も明白です。貴方はこれを理由にプルサーマル計画を「民意を得られた」と推進了承されました。当時も「やらせ」が県議会で指摘されながらも、貴方は「調査はできない」と発言されました。しかし、今回、調査結果が詳しく出ました。職務怠慢だと思いませんか。

今回の再稼動問題も6年前と全く同じ手法で世論誘導を目論んだのではありませんか?

- (11) 玄海3号機は昨年12月のヨウ素漏れ事故により停止中ですが、原因ははっきりしたのですか。
- (12) 8月9日、プルサーマル関連資料の九電による 証拠隠滅も発覚しました。驚くべきことに、8月4日 に眞部社長が県議会で「生まれ変わって信頼回復につ とめたい」と陳謝した翌日に佐賀支社では隠滅工作が やられたのです。プルサーマル推進の根拠が大きく揺 らぎましたが、それでもまだプルサーマルにこだわる のはなぜですか。

以上





上 8月11日、佐賀県知事へ質問状・要請文を提出 下 8月7日、いわき市議の佐藤和良さんとの交流会。 裁判の会新事務所にて

お知らせ

子ども達のためにみんなで前に歩きましょう!! 9・11 再稼働反対・脱原発!全国アクション(佐賀)

3・11 東日本大地震により、東京電力福島原発事故はいまだ収束するどころか放射能汚染により市民の生活は深刻な状況です。

住民の方の避難生活も余儀なく長期化し、また、地球上の生き物に大切な大地、大気、海への放射能汚染も防げないでいます。特に子ども達や被曝労働者の被曝は深刻で、心が痛みます。

このような状況でも、電気が必要、経済が大事と言うのでしょうか?

私達は、いかなる理由があろうと「電気より命が大事」 人の命と健康が犠牲になるのが前提の発電などあり得ない、私達はそんな電気は望んでいません。

福島原発事故から半年が経ち、どこの原発でも二度とこの悲劇を繰り返してはならないと痛感しています。

9月11日は全国の皆さんと連帯して、福島の人たちに思いを寄せながら、一緒に佐賀で歩きませんか。

当日は、巨大声明文を採択し、翌日佐賀県に提出します。

- ■日時:9月11日15:00~18:00
- ■集合場所:佐賀県庁東隣 佐賀県立図書館前広場
- ■スケジュール:集合 15:00 デモ出発 15:30 (県庁〜 佐賀駅〜九電佐賀支社〜どん 3 〜佐賀地裁〜県庁) 17: 00 〜声明文発表・採択
- ■問合せ:玄海原発プルサーマル裁判の会 090-6772-1137

木下黄太講演会 in 福岡〜 放射能汚染瓦礫 から九州を守る〜

福島第一原発事故後の体験談、汚染された瓦礫や肥料が 九州に来ている、放射能性物質が子供達へどのような危険 を及ぼすのか、食い止めるにはどうするか など測定結果 をもとに講演していただきます。

■木下黄太氏プロフィール

1999 年、茨城県東海村 JCO 臨海事故 (国内初の事故被曝による死亡者を出した)を取材し、放射能の危険性を理解するジャーナリスト。

- ■日時:9月3日開場14:30開始15:00~17:00
- ※懇親会 17:30 ~ 19:30
- ■場所: 春日クローバープラザ 研修室 501号
- 春日市原町 3-1-7
- ■定員:90名(事前申し込み必要)
- ■会費:500円
- ■問合せ: 永田聡さん TEL:090-1366-2137
- メール:t2794797b9687@q.vodafone.ne.jp

今年の3月、長女の卒業式。小さな中学校の卒業生18人、保育園からずっと一緒だった仲間がなごりを惜しんで、いつまでも校庭に残っていました。みんなで写真を撮りあったり、先生と話をしたり。同じ時、福島では大惨事が起こっていました。子ども達、先生、保護者、みんな揃っての楽しい謝恩会の頃には、取り返しのつかない事態となっていました。

3.11の前の世界には戻れない。井上昭子さんも書いているよ

『さよなら玄海原発の会・久留米』発足会

原発再稼動反対! 久留米から発信します。

確かな情報をみんなで共有し、仲間と共に行動することから始めます。初会合を計画しました。

- ■日時:9月2日18:30~20:30
- ■場所: えーるピア久留米 207 号室

久留米市諏訪野町 1830-6

■問合せ:井上義昭さん(呼びかけ発起人)

TEL:0942-44-7731

メール:yinoue@q.vodafone.ne.jp

事務所移転のお知らせ

7月22日より、新事務所で活動しています。お気軽に お立ち寄りください。

【新事務所】 〒 840-0844 佐賀県佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213



7月22日、公判の後、新事務所で事務 所開きを行いました。弁護士の方々や、 美浜の会の小山さん、支える会会長の 澤山さんらをお迎えしての楽しいひと ときでした。

■アクセス 国道 264 号川原町交差点を西へ 約 150 メートル 国道 207 号 西魚町交差点を北へ、 約 180 メートル



第4回公判のお知らせ

裁判の第4回公判日程が決まりました。是非傍聴にお出かけ下さい。

■日時: 2011 年 10 月 21 日 (金) 10:00 より 1 時間程度の予定

(9:00より傍聴整理券配布予定)

※公判後、弁護士による公判報告会開催予定

■場所:佐賀地方裁判所

〒 840-0833 佐賀市中の小路 3-22

TEL: 0952-23-3161 (代表)

ご支援をお願いします

- ■支える会の会員は、年会費 5,000 円。サポート会員は、 一口 1,000 円より。
- ■裁判に経費を必要としています。カンパも感謝します。
- ■振込先口座名:

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

■郵便振替口座 01790 - 3 - 136810

うに、どうかこれが夢であって欲しいと、何度思ったことか。 目をそらさずに、直面するにはあまりにも悲惨な現実です。し かし、逃げ出したい気持ちを思いとどまらせてくれたのは、家 族であり、共に活動する皆さんでした。月並みですが、あれか ら時が経つにつれ、ますますその思いが募ります。

ふんばろう。あの日の卒業式のように、皆が心から笑える日が来るまで。(TO)